

令和5年高島市教育委員会  
第3回臨時会議事日程

日 時 令和5年3月30日(木)  
午後2時00分  
場 所 高島市役所 新館2階 教育委員会室

1. 教育長あいさつ

2. 会議録署名委員の指名

3. 議事

日程第1 議第15号 高島市社会教育委員の委嘱について

日程第2 議第16号 高島市立公民館職員の任命について

日程第3 議第17号 小中一貫教育を推進するための学園長および統括校長の任命について

日程第4 議第18号 高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

日程第5 議第19号 高島市教育委員会事務局職員等の人事について

日程第6 議第20号 高島市立公民館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則案

4. 報告

報告第3号 新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

5. 今後の日程

# 令和5年第3回臨時会座席表

高木 亜矢 教育委員	田邊 栄美子 教育委員	上原 重治 教育長		橋本 悟史 教育委員
---------------	----------------	--------------	--	---------------

教育指導部長 饗庭 一弥				教育総務部長 木下 晃
学校教育課長 岡部 陽造	高島市役所 新館 2階 教育委員会室			教育総務部次長 教育総務課長 井上 昌司
学事施設課長 山本 一郎	教育長	1		教育総務部次長 市民会館長 山本 純子
	教育委員	3		
	説明員	11		
	事務局	2		
	合計	17		社会教育課長 小川 祥枝

教育総務課 主事 末綱 美都	教育総務課 参事 川越 純	図書館長 玉木 智恵	国スポ・障スポ 大会推進課長 野崎 良樹	市民スポーツ 課長 森本 正明	文化財課長 水口 善広
----------------------	---------------------	---------------	----------------------------	-----------------------	----------------

事務局

入口

傍 聴 席
-------

議第15号

高島市社会教育委員の委嘱について

上記の議案を提出する。

令和5年3月30日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市社会教育委員の委嘱について

高島市社会教育委員設置条例（平成17年高島市条例第118号）第2条第2項の規定に基づき、高島市社会教育委員に次の者を委嘱することにつき、議決を求める。

記

氏名	委員種別	新任・再任
清水 佳治	学校教育の関係者	新任

任期：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

議第16号

高島市立公民館職員の任命について

上記の議案を提出する。

令和5年3月30日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市立公民館職員の任命について

社会教育法（昭和24年法律第207号）第28条の規定により、次の者を公民館職員に任命することにつき、議決を求める。

記

別紙のとおり

## 別紙

## 令和5年度 公民館職員

公民館名	氏名	職名	新任 再任	備考
マキノ公民館	平瀬 佳宏	参与	新任	
	岡本 里子	社会教育指導員	再任	
	狩野 之彦	社会教育指導員	再任	
	曾根 清	公民館夜間管理人	再任	
	西村 勇夫	公民館夜間管理人	再任	
今津公民館	峯森 吉晴	参与	再任	
	廣田 恵里子	社会教育指導員	再任	
	石田 与志雄	社会教育指導員	再任	
	谷木 里枝	社会教育指導員	新任	今津浜分コミュニティセンター
	川本 孝	公民館夜間管理人	再任	
	玉木 一成	公民館夜間管理人	再任	
朽木公民館	中村 久雄	参与	再任	
	吉澤 淳子	社会教育指導員	再任	
	北川 良治	社会教育指導員	新任	
	川島 博明	公民館夜間管理人	再任	
安曇川公民館	大岡 重和	参与	再任	
	奥田 とし子	社会教育指導員	再任	
	早藤 章子	社会教育指導員	再任	安曇川世代交流センター
	榎並谷 聖子	社会教育指導員	再任	安曇川世代交流センター
	石倉 正和	公民館管理人	再任	
	橋本 稔	公民館夜間管理人	再任	
	井上 正男	公民館夜間管理人	再任	安曇川世代交流センター
高島公民館	高木 淳	参与	再任	
	田中 孝夫	社会教育指導員	再任	
	久保田 広志	社会教育指導員	再任	
	片岡 謙治	公民館夜間管理人	再任	
新旭公民館	中村 久昭	参与	再任	
	井上 悦子	社会教育指導員	再任	
	鳥居 文子	社会教育指導員	新任	
	松田 博文	公民館夜間管理人	再任	
	小林 徳博	公民館夜間管理人	再任	

任期：令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

議第18号

高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

令和5年3月30日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

高島市教育委員会事務局組織規則（平成18年高島市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「

教育指導部	学校教育課
	学事施設課
	教育相談・課題対応室
	教育研究所
	学校給食課
	学校給食センター(学校給食共同調理場)

を

「

教育指導部	学校教育課
	学事施設課
	教育相談・課題対応室
	教育研究所
	学校給食課
	給食施設整備課
	学校給食センター(学校給食共同調理場)

に

」

改める。

第3条に次の1項を加える。

1 1 給食施設整備課の分掌事務は、次のとおりとする。

(1) 学校給食共同調理場の維持管理および集約化に関すること。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 高島市教育委員会事務局組織規則新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(部等の設置)</p> <p>第2条 事務局に次の部、課および室を置く。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p>	<p>(部等の設置)</p> <p>第2条 事務局に次の部、課および室を置く。</p> <p>【別記1 参照】</p> <p>(分掌事務)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2～10 (略)</p> <p><u>1.1 給食施設整備課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 学校給食共同調理場の維持管理および集約化に関すること。</u></p>



【別記1】

現 行

部	課、室等
教育指導部	学校教育課
	学事施設課
	教育相談・課題対応室
	教育研究所
	学校給食課
	学校給食センター（学校給食共同調理場）

改 正 案

部	課、室等
教育指導部	学校教育課
	学事施設課
	教育相談・課題対応室
	教育研究所
	学校給食課
	給食施設整備課
	学校給食センター（学校給食共同調理場）

議第19号

高島市教育委員会事務局職員等の人事について

上記の議案を提出する。

令和5年3月30日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

---

高島市教育委員会事務局職員等の人事について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第3号の規定に基づき、事務局職員および高島市教育委員会事務局組織規則（平成18年高島市教育委員会規則第3号）第2条に規定する教育機関の長等に次の者を任免することにつき、議決を求める。

記

別紙のとおり

## 別紙

## 教育委員会人事異動(令和5年4月1日付け)

## &lt;一般職&gt;

職 階	新所属名	職 名	氏 名	現所属名	職 名	摘 要
次長級	教育総務部	次長	熊地 吉之	環境政策課	課長	昇任
	教育総務課	課長取扱	(熊地 吉之)	MICSセンター	所長	
			(熊地 吉之)	斎場	所長	
課長級	社会教育課	課長	竹井 正人	観光振興課	課長	
	マキノ公民館	館長	(竹井 正人)			兼務
	今津公民館	館長	(竹井 正人)			兼務
	朽木公民館	館長	(竹井 正人)			兼務
	安曇川公民館	館長	(竹井 正人)			兼務
	高島公民館	館長	(竹井 正人)			兼務
	新旭公民館	館長	(竹井 正人)			兼務
	文化財課長	課長	小川 祥枝	社会教育課	課長	
	マキノ資料館	館長	(小川 祥枝)			兼務
	朽木資料館	館長	(小川 祥枝)			兼務
	高島歴史民俗資料館	館長	(小川 祥枝)			兼務
	中江藤樹記念館	館長	(小川 祥枝)			兼務
	学事施設課	課長	保木 等	情報政策課	課長	
	学校給食課	課長	川崎 弘	監査委員事務局	事務局次長	
	給食施設整備課	課長	西川 久志	環境センター	所長	
	マキノ学校給食センター	所長	(西川 久志)			兼務
	今津学校給食センター	所長	(西川 久志)			兼務
	安曇川学校給食センター	所長	(川崎 弘)			兼務
	新旭学校給食センター	所長	(川崎 弘)			兼務
	主監級	社会教育課	主監	(岸本 広樹)	商工振興課	参事
社会教育課 地域教育連携室		室長	岸本 広樹			

## &lt;教員&gt;

職 階	新所属名	職 名	氏 名	現所属名	職 名	摘 要
主監級	学校教育課	主監	中原 いずみ	今津中学校	教頭	
	学校教育課	主監	保木 卓也	安曇川中学校	教頭	
参事級	学校教育課	参事(指導主事)	本田 俊之	高島中学校	教諭	

教育委員会から出向する人事異動(令和5年4月1日付け)

<一般職>

参考:人事異動後所属

	現所属名	職名	氏名	新所属名	職名	摘要
次長級	教育総務部	次長	井上 昌司	介護老人保健施設陽光の里	次長	
	教育総務課	課長取扱	(井上 昌司)		事務長取扱	
	今津学校給食センター	所長	森本 博文	今津支所	支所長	昇任
	マキノ学校給食センター	所長	(森本 博文)			
	学事施設課	課長	山本 一郎	高島支所	支所長	昇任
			(山本 一郎)	選挙管理委員会事務局	書記	併任
課長級	学校給食課	課長	玉木 健史	人事課付	課長	
	文化財課	課長	水口 善広	農村整備課	課長	
主監級	社会教育課 地域教育連携室	室長	土居 功一	子育て政策課	主監	
参事級	教育総務課	参事	川越 純	総務課	参事	
			(川越 純)	選挙管理委員会事務局	書記	併任
			(川越 純)	固定資産評価審査委員会事務局	書記	併任
	社会教育課	参事	河原田 徳人	土木課	参事	

<教員>

参考:人事異動後所属

	現所属名	職名	氏名	新所属名	職名	摘要
	学校教育課	主監	谷口 あかね	マキノ中学校	教頭	
	学校教育課	主監	海東 茂樹	朽木中学校	教頭	
	学校教育課	参事(指導主事)	小林 偉真	今津中学校	教頭	

【参考資料】

教育委員会人事異動(令和5年4月1日付け)

<一般職(主任以下)>

職 階	新所属名	職 名	氏 名	現所属名	職 名	摘 要
主任級	教育総務課	主任	松岡 弘晃	納税課	主任	
	文化財課	主任	古我 重政	人事課付	主任	
	学事施設課	主任	西岡 枝里子	秘書課	主査	昇任
	学校給食課	主任	落合 麻里英	図書館	主任	
主査級	教育総務課	主査	末綱 美都	教育総務課	主事	昇任
	社会教育課	主査	松本 誠	農村整備課	主査	
	社会教育課 地域教育連携室	主査	(松本 誠)		主査	兼務
	社会教育課	主査	下澤 卓巳	社会教育課	主事	昇任
	社会教育課 地域教育連携室	主査	田中 航	社会福祉課	主査	
	市民スポーツ課	主査	中村 光汰	企画広報課	主査	
	国スポ・障スポ大会推進課	主査	桂田 卓実	人事課付	主査	
	給食施設整備課	主査	岩城 鷹大	今津支所	主査	
今津学校給食センター	主査	(岩城 鷹大)			兼務	
主事級	市民スポーツ課	主事	大江 陸	新規採用		

教育委員会から出向する人事異動(令和5年4月1日付け)

<一般職(主任以下)>

職 階	現所属名	職 名	氏 名	新所属名	職 名	摘 要
主任級	学事施設課	主任	古我 奏恵	税務課	主任	
	文化財課	主任	竹谷 祐一	土木課	主任	
主査級	市民スポーツ課	主査	青木 良樹	人事課付	主査	
	社会教育課 地域教育連携室	主査	大藤 晋司	財政課	主査	
	学校給食課	主査	谷口 翼	介護保険課	主査	
	学事施設課	主査	馬場 翔子	子ども家庭相談課	主査	
主事級	市民スポーツ課	主事	中野 智晶	土木課	主事	

<退職>(令和5年3月31日付けで市長部局へ出向後に退職)

現所属名	職 名	氏 名
教育指導部今津学校給食センター	調理師	遠藤 由佳里

議第 20 号

高島市立公民館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則案  
上記の議案を提出する。

令和 5 年 3 月 30 日

高島市教育委員会

教育長 上 原 重 治

高島市立公民館の管理および運営に関する規則の一部を改正する規則

高島市立公民館の管理および運営に関する規則（平成 17 年高島市教育委員会規則第 25 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 中

「

新旭公民館	陶芸窯	1 台	2,000 円	
高島公民館	音響設備	1 式	50 円	小ホール
	アップライトピアノ	1 台	200 円	
	音響設備	1 式	50 円	視聴覚室
	アップライトピアノ	1 台	200 円	
	陶芸窯	1 台	2,000 円	
1 使用料の単位は、1 時間当たりとし、1 時間未満の端数があるときは、これを 1 時間とする。 2 陶芸窯の使用料の単位については、素焼きから本焼き・窯出しまでを 1 工程とし、1 工程当たりの金額を示すものとする。 3 ピアノ調律料、消耗品等は、別に実費を徴収する。				

を

」

「

新旭公民館	陶芸窯	1 台	素焼き 700 円	
			本焼き 1,300 円	

高島公 民館	音響設備	1式	50円	小ホール
	アップライトピアノ	1台	200円	
	音響設備	1式	50円	視聴覚 室
	アップライトピアノ	1台	200円	
	陶芸窯	1台	素焼き700 円	
本焼き1,3 00円				
<p>1 使用料の単位は、1時間当たりとし、1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。</p> <p>2 陶芸窯の使用料の単位は、1回当たりとする。</p> <p>3 ピアノ調律料、消耗品等は、別に実費を徴収する。</p>				

に  
」

改める。

付 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

## 高島市立公民館の管理および運営に関する規則新旧対照表

現 行	改 正 案
別表第2（第13条関係） 【別記 参照】	別表第2（第13条関係） 【別記 参照】

【別記】

現 行

施設	施設名	単位	使用料	備考
朽木公民館	舞台照明施設（色付なし）	1 式	3 5 0 円	ホール
	舞台照明装置（色付あり）	1 式	2 5 0 円	
	音響設備	1 式	2 5 0 円	
	グランドピアノ	1 台	3 5 0 円	
	アップライトピアノ	1 台	2 0 0 円	研修室
安曇川公民館	舞台照明施設（色付なし）	1 式	3 5 0 円	ふじのきホール
	舞台照明施設（色付あり）	1 式	2 5 0 円	
	客室照明設備（水銀灯含む。）	1 式	1 0 0 円	
	音響設備	1 式	2 5 0 円	
	グランドピアノ	1 台	3 5 0 円	
	音響設備	1 式	5 0 円	視聴覚室
	アップライトピアノ	1 台	2 0 0 円	
	音響設備	1 式	5 0 円	カルチャールーム
新旭公民館	陶芸窯	1 台	<u>2, 0 0 0 円</u>	
高島公民館	音響設備	1 式	5 0 円	小ホール
	アップライトピアノ	1 台	2 0 0 円	
	音響設備	1 式	5 0 円	視聴覚室
	アップライトピアノ	1 台	2 0 0 円	
	陶芸窯	1 台	<u>2, 0 0 0 円</u>	
1 使用料の単位は、1時間当たりとし、1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。				



- 2 陶芸窯の使用料の単位については、素焼きから本焼き・窯出しまでを1工程とし、1工程当たりの金額を示すものとする。
- 3 ピアノ調律料、消耗品等は、別に実費を徴収する。

改正案

施設	施設名	単位	使用料	備考
朽木公民館	舞台照明施設（色付なし）	1式	350円	ホール
	舞台照明装置（色付あり）	1式	250円	
	音響設備	1式	250円	
	グランドピアノ	1台	350円	
	アップライトピアノ	1台	200円	研修室
安曇川公民館	舞台照明施設（色付なし）	1式	350円	ふじのきホール
	舞台照明施設（色付あり）	1式	250円	
	客室照明設備（水銀灯含む。）	1式	100円	
	音響設備	1式	250円	
	グランドピアノ	1台	350円	
	音響設備	1式	50円	視聴覚室
	アップライトピアノ	1台	200円	
	音響設備	1式	50円	カルチャールーム
新旭公民館	陶芸窯	1台	<u>素焼き700円</u>	
			<u>本焼き1,300円</u>	
高島公民館	音響設備	1式	50円	小ホール
	アップライトピアノ	1台	200円	
	音響設備	1式	50円	視聴覚室
	アップライトピアノ	1台	200円	
	陶芸窯	1台	<u>素焼き700円</u>	
<u>本焼き1,300円</u>				

- 1 使用料の単位は、1時間当たりとし、1時間未満の端数があるときは、これを1時間とする。
- 2 陶芸窯の使用料の単位は、1回当たりとする。
- 3 ピアノ調律料、消耗品等は、別に実費を徴収する。

報告第3号

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

令和5年3月17日付け4文科初第2507号で文部科学省初等中等教育局長から、新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について通知を受け、下記のとおり市内小中学校長あて通知したので報告する。

令和5年3月30日

高島市教育委員会

教育長 上原重治

記

別紙のとおり

高教委学教第138号  
令和5年3月23日

高島市立小中学校長 様

高島市教育委員会事務局  
教育指導部学校教育課長

### 新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

このことについて、令和5年3月17日付け4文科初第2507号で文部科学省初等中等教育局長から、また令和5年3月17日付け滋教委保第111号で県教育委員会事務局保健体育課長から、別添写しのとおり通知がありました。

つきましては、下記の基本的な考え方をもとに改正した別添「新しい生活様式を踏まえた学校の取組」（令和5年4月1日一部改正）を参考に、各学校の実情に応じて、新学期以降の学校におけるマスクの取扱い等について適切にご対応いただくようお願いいたします。

### 記

#### ・基本的な考え方

- ① 学校教育活動においては、児童生徒及び教職員に対して、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ② 以下のような場合はマスク着用を推奨する。
  - ・登下校時等の混雑したバスや電車
  - ・校外学習等での医療機関や高齢者施設の訪問 など
- ③ 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。  
また、児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。
- ④ 入学式等の儀式的行事においても、国歌・校歌等の斉唱や合唱時、いわゆる「よびかけ」を実施する時等も含めて、児童生徒や教職員のほか、来賓や保護者に対しても、マスクの着用を求めないことを基本とする。



滋教委保第111号  
令和5年(2023年)3月17日

市町教育委員会学校保健主管課長 様  
県立学校長 様

滋賀県教育委員会事務局保健体育課長

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について

このことについて令和5年3月17日付け4文科初第2507号により別添写しのとおり文部科学省初等中等教育局から通知がありました。

「マスク着用の見直し等について(令和5年2月10日新型コロナウイルス感染症対策本部決定)」において4月1日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされており、この決定等も踏まえた上で「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定されました。内容および留意事項等について十分御確認いただき、新学期以降の学校におけるマスクの取扱等について適切に御対応いただくようお願いいたします。

なお、マスク着用の見直し後も、基本的な感染対策、効果的な換気の実施が求められており、各学校での感染対策が今後も継続されることについて、保護者等へ具体的に周知いただくとともに、児童生徒がマスク着用の有無による差別・偏見等がないようにご配慮をお願いいたします。

市町教育委員会におかれましては、所管される学校へ周知いただき、学校全体で正しく情報共有されるようお願いいたします。

【担当】

保健安全・給食係 住吉・中尾  
TEL:077-528-4614

高島市教育委員会学校教育課 配付文書

「マスク着用の考え方の見直し等について」等を踏まえ、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定を行いましたので、その内容及び留意事項等についてお知らせします。



4 文科初第 2507 号  
令和 5 年 3 月 17 日

各都道府県・指定都市教育委員会教育長  
各都道府県知事  
各指定都市・中核市市長  
附属学校を置く各国公立大学法人の長  
各文部科学大臣所轄学校法人理事長  
小中高等学校を設置する学校設置会社を  
所轄する構造改革特別区域法第 1 2 条  
第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の長  
厚生労働省社会・援護局長

殿

文部科学省初等中等教育局長  
藤原 章夫

新学期以降の学校におけるマスク着用の考え方の見直し等について（通知）

「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について（通知）」（令和 5 年 2 月 10 日付け 4 文科初第 2153 号文部科学省初等中等教育局長通知）においてお知らせしたとおり、「マスク着用の考え方の見直し等について」（令和 5 年 2 月 10 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）においては、4 月 1 日以降の新学期におけるマスクの着用の考え方について、「学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする」等とされているところです。

このたび、当該本部決定等も踏まえた上で、「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定を行いました。主な改定の内容及びその留意事項等について、下記のとおりお知らせしますので、各教育委員会や学校等において、これらを踏まえた上で、新学期以降の学校におけるマスクの取扱い等について適切に御対応いただくようお願いいたします。

また、当該対策本部決定においては、学校に限らず、社会全体について、「感染が大きく拡大している場合には、一時的に場面に応じた適切なマスクの着用を広く呼びかけるなど、より強い感染対策を求めることがあり得る。」等とされていますので、併せて御承知置きください。

なお、新型コロナウイルス感染症が、本年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に位置付けられる予定であることに伴い、今後、マスク着用以外の感染症対策についても見直しが行われるほか、文部科学省においても、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）等の改正を予定していますので、予め御承知置きください。

各都道府県教育委員会教育長におかれては所管の学校（専修学校高等課程を含む。以下同じ。）及び域内の市（指定都市を除く。）区町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会教育長におかれては所管の学校に対して、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の長におかれては所轄の学校及び学校法人等並びに域内の市（指定都市及び中核市を除く。）区町村長に対して、各指定都市・中核市市長におかれては所管の認定こども園に対して、附属学校を置く各国公立大学法人の長におかれてはその管下の学校に対して、各文部科学大臣所轄学校法人理事長におかれてはその設置する学校に対して、厚生労働省社会・援護局長におかれては所管の専修学校高等課程に対して、周知されるようお願いいたします。

## 記

### 1. マスク着用の考え方の見直しについて

#### (1) 基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- ただし、登下校時に通勤ラッシュ時等混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用が推奨されること。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにすること。児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行うこと。
- 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、別添に示すような一定の感染症対策を講じることが望ましいこと。これは、部活動等において同様の活動を実施する場合も同様であること。

- 加えて、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにすること。
- また、咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導すること。

## (2) 入学式等の実施に当たっての留意事項

- 今後、各学校において実施が予定されている入学式等の儀式的行事においても、(1) で述べたように、マスクの着用を求めないことを基本とすること。
- 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時には、体の中心から前方1 m程度・左右 50cm 程度を目安とした距離を確保すること。
- 来賓や保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上での来賓や保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。運動会等の体育的行事や文化的行事についても同様に、保護者等の参加人数の制限は必要ないこと。
- また、儀式的行事や体育的行事、文化的行事等の学校行事については、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮を行う必要はないこと。

## 2. 効果的な換気の実施について

- 「マスク着用の考え方の見直し等について」においては、「・・・基本的な感染対策は重要であり、引き続き、「三つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手洗い等の手指衛生」、「換気」等の励行をお願いする。」とされているところであり、学校においても、引き続き、効果的な換気の実施が求められること。
- 具体的な換気の方法や考え方については、「感染拡大防止のための効果的な換気について」（令和4年7月14日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）や「新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための換気の徹底及びその効果的な実施について」（令和4年9月2日付け文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）等を参照すること。
- 換気を目安として CO<sub>2</sub> モニターにより二酸化炭素濃度を計測することも有効であること。この点、学校環境衛生基準（平成21年文部科学省告示第60号）では、1,500ppm を基準とされているが、新型コロナウイルス感染症対策分科会提言「感染拡大防止のための効果的な換気について」では、学校についても、「気候等に応じて、・・・出来る限り 1,000ppm 相当の換気等に取り組むことが望ましい。」とされていることから、これらも踏まえた上で、効果的な換気に取り組むこと。



- 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータや HEPA フィルタ付き空気清浄機等の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保すること。

### 3. 給食等の食事をとる場面における対策について

- 給食等の食事をとる場面においては、引き続き、食事の前後の手洗いを徹底するとともに、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないように注意すること。
- その上で、適切な換気を確保するとともに、大声での会話は控える、机を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の児童生徒の間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じることにより、「黙食」は必要ないこと。

#### 【資料】

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023. 4. 1Ver 9）  
[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/coronavirus/mext\\_00029.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html)

以上

<本件連絡先>

文部科学省

初等中等教育局 健康教育・食育課

03-5253-4111（内 2918）

**「感染のリスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっての感染症対策****【各教科等共通】****「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」**

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO<sub>2</sub>モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること

**「一斉に大きな声で話す活動」**

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO<sub>2</sub>モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 近距離で向かい合っただけの発声は控えること

**【理科】****「児童生徒がグループで行う実験や観察」**

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO<sub>2</sub>モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること
- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること

**【音楽】****「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」**

- ・ 教室の構造や周囲の状況も踏まえた上で、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO<sub>2</sub>モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 体の中心から前方1 m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保し、原則、向かい合っただけの歌唱は控えること

## 【図画工作、美術、工芸】

### 「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO<sub>2</sub>モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること
- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること

## 【家庭、技術・家庭】

### 「児童生徒がグループで行う調理実習」

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO<sub>2</sub>モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控えること
- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保すること
- ・ 試食の際は、大声での会話は控える、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の座席間に一定の距離（1 m程度）を確保する等の措置を講じること

## 【体育、保健体育】

### 「組み合ったり接触したりする運動」

- ・ 屋内で実施する場合には、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行うとともに、CO<sub>2</sub>モニターを使用して換気の状態を計測すること
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータやHEPAフィルタ付き空気清浄機等の補完的な措置を講じること
- ・ 大声での発声は控えること
- ・ 見学や休憩時等には、触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話や発声は控えること

# 「新しい生活様式」を踏まえた学校の取組

## ～学校における新型コロナウイルス感染症対策～

令和2年7月15日 高島市教育委員会  
(令和2年 8月20日 一部改正)  
(令和2年12月 7日 一部改正)  
(令和3年 9月 7日 一部改正)  
(令和3年 9月15日 一部改正)  
(令和4年12月20日 一部改正)  
(令和5年 4月 1日 一部改正)

市内小中学校においては、教職員一丸となって感染症対策を講じ、学習活動を工夫しながら、学校の教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していく必要があります。

本市では、文部科学省の「学校の新しい生活様式」、また、県教育委員会の「学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン」および、本市『「新しい生活様式」を踏まえた学校の取組～学校における新型コロナウイルス感染症対策～』に基づき、新型コロナウイルス感染症対策に取り組みます。なお、ここに示す感染症対策は、現時点での感染の状況を踏まえて作成したものであり、今後の状況等により、適宜変更することとします。

### 1 学校における基本的な新型コロナウイルス感染症対策について

感染症対策においては、一人ひとりの感染予防に関する行動が、自分の命、家族、大切な人、社会を守ることにつながる。したがって、学校に関わるものすべてが基本的な感染症対策を徹底し、「新しい生活様式」に、移行することが不可欠である。

学校では特に以下の基本的な感染症対策を徹底する必要がある。

- ①家庭と連携した健康観察の徹底
- ②正しい手洗い、咳エチケット、換気などの基本的な感染症対策
- ③感染リスクが高い3つの条件（3つの密）が同時に重なることの回避  
・密閉 ・密集 ・密接 「ゼロ密を目指す」
- ④学校医や学校薬剤師と連携した保健管理体制の整備
- ⑤体調不良者への対応計画、連絡体制の確認
- ⑥感染に対する正しい理解と、差別やいじめを許さない指導

## (1) 児童生徒への指導

### 【体調管理の徹底】

- ・感染症を予防するためには、疾病に対する抵抗力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスの取れた食事を心がけるようにする。
- ・児童生徒に発熱等の風邪症状、強いだるさ、息苦しさ等がある場合は、症状がなくなるまで、自宅で休養するように指導する。症状が続く場合は、かかりつけ医などに受診するように指導する。また、この場合は、症状がなくなるまで出席停止とする。
- ・県教育委員会が示す「地域感染レベル」がレベル3および2の期間は、同居の家族に同様の症状がみられる場合にも登校を控えるよう、保護者の理解と協力を得るようにする。  
\*感染症サーベイランスシステム上は「新型コロナウイルス感染症(疑い)」として入力する。

### 【健康観察について】

- ・風邪症状等ないか家庭と連携した健康観察を実施する。  
朝起床時に検温するよう指導し、平熱を把握する。健康観察票は学校でも確認し、児童生徒の体調管理のより一層の徹底を図る。
- ・登校前に検温していない児童生徒は、学校で検温し記録する。
- ・県教育委員会が示す「地域感染レベル」がレベル3および2の期間は、検温結果の確認および健康状態の把握を学校の感染状況に応じて、校舎に入る前に行うようにする。また、同居の家族にも毎日健康状態を確認するよう保護者の理解と協力を得るようにする。

## (2) 感染症対策

### 【手洗い】

- ・登校したら、まず手洗いを行うように指導する。
- ・手指で目、鼻、口をできるだけ触らないように指導するとともに、接触感染を避ける方法として、手洗いを徹底する。様々な場所にウイルスが付着している可能性があるため、外から教室等に入る時やトイレの後、給食の前後など、こまめに手を洗う。手洗いは石けんを使ってていねいに行い、手を拭くタオルやハンカチ等は個人もちとし、共用しない。
- ・手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に、補助的に用いられるものであるため、基本的には流水と石けんでの手洗いを指導する。

## 【マスクの着用】

### ①基本的な考え方

- 児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- ただし、登下校時等に混雑した電車やバスを利用する場合や、校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合など、マスクの着用が推奨される場面においては、児童生徒及び教職員についても、着用を推奨する。
- 基礎疾患があるなど様々な事情により、感染不安を抱き、マスクの着用を希望したり、健康上の理由によりマスクを着用できない児童生徒もいることなどから、学校や教職員がマスクの着脱を強いることのないようにする。児童生徒の間でもマスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。
- 学校教育活動の中で、「感染リスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっては、活動の場面に応じて、別添に示すような一定の感染症対策を講じる。これは、部活動等において同様の活動を実施する場合も同様とする。
- 加えて、新型コロナウイルス感染症に限らず、季節性インフルエンザ等も含め、感染症が流行している場合などには、教職員がマスクを着用する又は児童生徒に着用を促すことも考えられるが、そういった場合においても、マスクの着用を強いることのないようにする。
- また、咳やくしゃみの際には、咳エチケットを行うよう児童生徒に指導する。

### ②入学式等の儀式的行事の実施に当たっての留意事項

- 今後、各学校において実施が予定されている入学式等の儀式的行事においても、
  - ①で述べたように、マスクの着用を求めないことを基本とする。
- 国歌・校歌等の斉唱や合唱を行う時や、複数の児童生徒による、いわゆる「呼びかけ」を実施する時には、体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保する。
- 保護者等については、着席を基本とし、座席間に触れ合わない程度の距離を確保した上で、感染対策上での保護者等の参加人数の制限は必要ないこととする。運動会等の体育的行事や文化的行事についても同様に、保護者等の参加人数の制限は必要ないこととする。
- また、儀式的行事や体育的行事、文化的行事等の学校行事については、感染対策上での実施内容の精選や時間の短縮を行う必要はないこととする。

### 【教室の換気等】

- ・基本的には、気候上可能な限り常時換気を行う。  
窓を開ける幅は、10～20cm程度を目安とする。
- ・常時換気が困難な場合は、休み時間に窓を全開にし、空気の入換えを行う。  
【季節性インフルエンザの流行期には特に、徹底して換気に取り組む。感染リスクを下げるために、ぬれタオルを掛けるなど、湿度を保つ工夫をする。】
- ・換気により、一時的に室温が下がることがあるので、室内での防寒着の着用などの配慮を行う。
- ・エアコン使用時にも換気を継続する。

### 【教室等の衛生管理】

清掃活動とは別に、消毒作業を行うことは、感染者が発生した場合でなければ基本的には不要である。

- ・机、いすについても特別な消毒作業は必要ない。
- ・児童生徒等がよく手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、など）や共用物は1日に1回程度、消毒液を浸した布巾やペーパータオルで拭く。  
なお、児童生徒等の手洗いが適切に行われている場合には、これらの作業を省略することも可能である。
- ・トイレや洗面所は、家庭用洗剤を用いて通常の清掃活動の範囲で清掃する。  
(児童生徒による清掃が可能である)
- ・器具・用具や清掃道具など共用する物については、使用前後に手洗いをを行う。
- ・消毒作業中に目、鼻、口、傷口などを触らないよう注意する。

## 2 新型コロナウイルス感染症の感染発生時の対応について

### 1 学校において感染者等が発生した場合の対応について

#### (1) 児童生徒や教職員に感染者等が発生した場合の対応

##### ① 学校等への連絡

児童生徒や教職員の感染が判明した場合には、本人（や保護者）から、速やかに学校へ感染が判明した旨の連絡をするように理解と協力を得る。

##### ② 感染者や濃厚接触者等への対応

児童生徒の感染が判明した場合又は児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、各学校において、当該児童生徒に対し、学校保健安全法第19

条に基づく出席停止の措置を取る。なお、出席停止の措置をとる場合は、「3 児童生徒の出席停止の考え方【1】【2】」によるものとする。

また、教職員の感染が判明した場合又は教職員が感染者の濃厚接触者に特定された場合には、「4 教職員の出勤停止の考え方【1】【2】」により、出勤停止とする。

### ③校舎内の消毒

児童生徒や教職員の感染が判明した場合には、当該感染者が活動した範囲を特定して高頻度で触った物品を消毒用エタノールまたは 0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消毒液により消毒する。

また、症状のない濃厚接触者が触った物品に対する消毒は不要とされている。

なお、消毒できていない箇所は、ウイルスの生存期間を考慮して、立ち入り禁止にすることも考えられる。

## (2) 学校内で体調不良者が発生した場合の対応

学校内で、発熱等の風邪症状が発生した場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する。

なお、安全に帰宅できるまでの間、学校にとどまることが必要となる場合には他の者との接触を可能な限り避けるため、別室で待機させるなどの配慮を行う。

教職員についても同様とする。



## 2 臨時休業の判断について

学校においては、地域の感染状況を踏まえ、学習活動を工夫しながら、可能な限り、学校行事や部活動等も含めた学校教育活動を継続し、子どもの健やかな学びを保障していくことが重要である。

### (1) 学校で感染者が発生した場合の臨時休業について

児童生徒や教職員の感染が確認された場合、学校の全部または一部の臨時休業の要否等について、以下のとおり判断する。

- ① 校長は、感染した児童生徒について、学校保健安全法第19条に基づく出席停止の措置をとる。感染者が教職員である場合、県費負担教職員は特別休暇（不可抗力の事故の場合）とする。また、市費会計年度任用職員は病気休暇とする。
- ② 同日に同じ学級で2人以上の感染が確認された場合、もしくは、1人の感染者が確認された他に複数の体調不良者がいる場合は、状況や経緯を確認の上、感染拡大を防止するため3日間程度の学級閉鎖の措置を講じる。
- ③ 感染拡大、クラスターの可能性がある場合については、状況に応じて休業期間の延長や、全校臨時休業等の措置を講じる。また、クラスターと認定された場合は、保健所の指示、助言により措置を講じる。
- ④ 上記②、③の判断については、園・学校等の関係機関と協議の上判断する。
- ⑤ 教職員等が濃厚接触者と判定された場合には、校長は、これらの者についても同様の措置（出席停止・出勤させない扱い）を取る。なお、県費負担教職員、市費会計年度任用職員ともに特別休暇とする。

### (2) 感染者が発生していない学校の臨時休業について

地域の感染状況が悪化し、感染経路不明の感染者が多数発生している場合においては、感染者が出ていない学校であっても、臨時休業を行う場合がある。

### 3 児童生徒の出席停止の考え方

【1】	本人が感染	出席停止(入院または自宅療養により、治癒するまで) (発症日を0日目とし、7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除可能。ただし、10日目までは健康状態の確認を念入りに行うこと)	
【2】	本人が濃厚接触	出席停止 ①感染者との最終接触日を0日目とし、5日目まで自宅待機。6日目で自覚症状等がない場合は、待機解除。 ②2日目および3日目に「体外診断用医薬品」「第一類医薬品」と表示された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性の場合は、3日目から待機解除可能。 (ただし、7日間が経過するまでは、健康状態の確認や感染対策を行うこと。)	
【3】	同居家族が濃厚接触	本人登校可能	濃厚接触者に当たらないため登校できる。 しかし、感染の可能性が高まっていると保護者からの申し出等により合理的な理由があると校長が判断した際には、出席停止とする。
			○PCR検査で陽性 ⇒【1】により対応  ○検査がない場合 ⇒①または②により対応  ○家族がPCR検査で陽性 ⇒【2】により対応  ○家族がPCR検査で陰性または検査がない場合 ⇒登校
【4】	本人に発熱等の風邪症状等がある	出席停止 ⇒高熱や呼吸器症状が続く場合は、かかりつけ医に相談 県教育委員会が示す「地域感染レベル」がレベル3および2の期間は、同居家族に発熱等の風邪症状が見られるときにも、出席停止  ⇒症状が快癒 ⇒ 登校可能	
【5】	家族の職場に濃厚接触者がいた場合	通常登校 家族が濃厚接触者となった場合 ⇒【3】により対応	
【6】	保護者から感染不安等で学校を休ませたいと相談された場合	欠席させたい事情をよく聴取し、学校で講じる感染症対策について十分説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努める。 同居家族に基礎疾患のある者や高齢者がいる場合など、配慮を要する場合がある等、合理的な理由があると校長が判断する場合には、「出席停止」として扱うことができる。	
【7】	海外から帰国した児童生徒	厚生労働省が定めている入国後の自宅待機期間が終了し、健康状態に問題がなければ登校させてよい。  【一時帰国の体験入学については受け入れを行わない】	

#### 4 教職員等の出勤停止の考え方

【1】	新型コロナウイルス感染症に感染したことが判明した場合	職員本人	<p>○感染症予防法に基づく措置入院の対象とされることから、特別休暇(不可抗力の事故の場合)を取得</p> <p>○入院または自宅療養により、治癒するまで(発症日を0日目とし、7日間経過し、かつ、症状軽快後24時間経過した場合には8日目から解除可能。ただし、10日目までは健康状態の確認を念入りに行うこと)</p>
		同一校に勤務する職員	<p>○職員本人に対して濃厚接触者に該当すると</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・考えられる場合 ⇒【2】により対応すること</li> <li>・考えられない場合 ⇒通常どおり勤務すること</li> </ul> <p>※風邪の症状等が見られる場合は、かかりつけ医への相談を行うこと (なお、管理職は、職員の健康状態を適宜確認すること)</p>
		勤務場所等	<p>○消毒を実施する</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施場所：勤務場所 (机、電話機、事務機、ドアノブ等)</li> <li>・方法：アルコールや0.05%の次亜塩素酸ナトリウムで拭き取り</li> </ul>
【2】	職員本人が濃厚接触者に指定された場合	職員本人	<p>○特別休暇(不可抗力の事故の場合)を取得</p> <p>○PCR検査で「陽性」の場合 ⇒【1】により対応すること</p> <p>○検査がない場合 ⇒①または②により対応</p> <p>①感染者との最終接触日を0日目とし、5日目まで自宅待機。6日目で自覚症状等がない場合は、待機解除。</p> <p>②2日目および3日目に「体外診断用医薬品」「第一類医薬品」と表示された抗原定性検査キットを用いた検査で陰性の場合、3日目から待機解除可能。 (ただし、7日間が経過するまでは、健康状態の確認や感染対策を行うこと。)</p>
【3】	家族等が濃厚接触者に指定された場合	職員本人	<p>○職員本人に対して濃厚接触者に該当すると</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・考えられる場合 ⇒【2】により対応すること</li> <li>・考えられない場合 ⇒通常どおり勤務すること</li> </ul> <p>※風邪の症状等が見られる場合は、かかりつけ医へ相談を行うこと</p>

※感染した職員は、感染の事実や治療期間、行動歴等を校長へ電話等により報告すること。  
 ※濃厚接触者に該当する職員は、その事実や健康観察期間等、保健所等からの指示事項を校長へ電話等で報告すること。

※校長は、教職員や児童生徒の勤務態様や健康状態の把握をすること。

※校長は、所属校の職員が、上記により休暇を取得した場合には、継続すべき通常業務、実施すべき対応業務、中止、延期もしくは縮小等の対象となる業務を明確にした上で、必要な業務が継続実施できるよう応援体制を構築すること。

※上記【1】、【2】、【3】に該当しない場合においても、感染拡大防止の観点から「新型コロナウイルス感染症の対策に伴う教職員の勤務期間の割振り」(高教委学教第183号)を積極的に活用すること。

※市費の会計年度任用職員についても上記の考え方に基づくが、勤務態様は市の任用規則に則る。

## 別添

### 「感染のリスクが比較的高い学習活動」の実施に当たっての感染症対策

#### 【各教科等共通】

##### 「児童生徒が対面形式となるグループワーク等」

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行う。
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータや空気清浄機等の補完的な措置を講じる。
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控える。

##### 「一斉に大きな声で話す活動」

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行う。
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータや空気清浄機等の補完的な措置を講じる。
- ・ 近距離で向かい合っただけの発声は控える。

#### 【理科】

##### 「児童生徒がグループで行う実験や観察」

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行う。
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータや空気清浄機等の補完的な措置を講じる。
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控える。
- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保する。

#### 【音楽】

##### 「児童生徒が行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の演奏」

- ・ 教室の構造や周囲の状況も踏まえた上で、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行う。
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータや空気清浄機等の補完的な措置を講じる。
- ・ 体の中心から前方1m程度・左右50cm程度を目安とした距離を確保し、原則、向かい合っただけの歌唱は控える。

#### 【図画工作、美術、工芸】

##### 「児童生徒が行う共同制作等の表現や鑑賞の活動」

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行う。
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータや空気清浄機等の補完的な措置を講じる。
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控える。
- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保する。

#### 【家庭、技術・家庭】

##### 「児童生徒がグループで行う調理実習」

- ・ 気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行う。
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータや空気清浄機等の補完的な措置を講じる。
- ・ 少人数のグループで実施するとともに、大声での会話は控える。
- ・ 共用又は備え付けの器具・用具等を使用する際には、配置場所や使用順を工夫し、触れ合わない程度の距離を確保する。
- ・ 試食の際は、大声での会話は控える、座席を向かい合わせにしない、向かい合わせにする場合には対面の座席間に一定の距離（1m程度）を確保する等の措置を講じる。

#### 【体育、保健体育】

##### 「組み合ったり接触したりする運動」

- ・ 屋内で実施する場合には、気候上可能な限り、2方向の窓を同時に開けて、常時換気を行う。
- ・ 十分な換気が確保できない場合には、サーキュレータや空気清浄機等の補完的な措置を講じる。
- ・ 大声での発声は控える。
- ・ 見学や休憩時等には、触れ合わない程度の距離を確保し、大声での会話や発声は控える。